

申告と納税は正しくお早めに

平成11年～18年、平成21年～25年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で所得税から控除しきれなかった額がある方へ

勤務先での年末調整または税務署での確定申告の際に所得税の住宅ローン控除を受けた方で所得税から控除しきれなかった額がある方は、町県民税の住宅ローン控除が受けられます。「住宅借入金等特別税額控除申請書」を別途役場へ提出する必要はありません。

ただし、次のような方は、町県民税の住宅ローン控除が受けられない場合がありますので役場税務課へ問い合わせください。

- 勤務先から役場へ給与支払報告書が送られない方
- 給与支払報告書の摘要欄に必要事項の記載がない方

納税は口座振替の利用を

所得税や消費税の納税には、安全で便利な振替納税を利用してください。

振替納税は、あなたの預貯金口座（銀行、農協など）から、口座振替により、納税することができるものです。

- あなたの預貯金口座から決められた納期限に、自動的に引き落とされます。
- 納付のため、現金を用意したり、金融機関に出かけて納税したりする必要がありません。
- うっかり納税を忘れて、延滞金を払うこともありません。手続は簡単です。「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入して、税務署か、ご利用の金融機関に提出してください。（確定申告の期間中は、役場の申告会場でも提出できます。）

所得と収入は違います

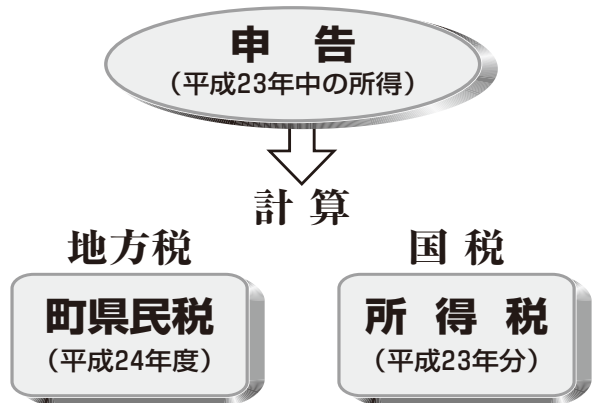
個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

町県民税と所得税とは

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して事業主や個人に通知し税金を徴収します。（平成24年度の住民税所得割の税額は平成23年中の所得金額が基準となります。）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、事業主や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。

サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから徴収されています。



所得税の確定申告提出は

e-Tax をご利用ください。

ご自宅のパソコンから申告などの手続ができます。



「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- ① 国税庁HPから電子申告
- ② 最高4,000円の税額控除
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

イータックス で

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxを利用するためには、原則「電子証明書」が必要になります。インターネットに接続可能なパソコンとICカードリーダーライターも必要です。

電子証明書(公的個人認証サービス)

取得方法

住民福祉課窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手後、手続きを行うと取得できます。電子証明書は住基カードに格納されます。

電子証明書の有効期限は3年間です。既に取得されている方は、有効期限切れにご注意ください。

取得（更新）に必要なもの

- ・ 本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、住基カードなど官公署が発行した顔写真付き証明書）
- ・ 更新する電子証明書が格納された住基カード
- ・ 印鑑（住基カードを取得していない方）

発行手数料

住基カード500円、電子証明書500円

問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111 (内225)

公的個人認証サービスについて、詳しくはコチラへ。

<http://www.jpki.go.jp/>